

山守人 細則

山守人（以下本会）細則は山守人会則に基づき、山守人会員（以下本会員）の遵守事項および注意条件を定めています。

1. 会員更新は入会月になり、年会費は入会時に登録頂いた会費ペイから毎年自動引落となります。入会説明会参加時に初年度年会費を納めて頂きます。
2. 退会希望の場合は、更新月の前月末日までに本会の管理運営法人である一般社団法人山守人（以下本法人）に申出ください。
3. 会員は入会と同時に、本会公式LINEへ友達申請をお願いします。
4. 会員は会員本人のスキルと経験に基づき、本会が管理運営に関わるフィールドを利用することができます。フィールドの利用方法や詳細については、本法人に問合せください。フィールドによっては難易度が高いため、利用の際には本法人が定めた条件（スキルおよび経験）をクリアする必要があります。
5. 会員は山道や地域で人に出会った際には挨拶を行ってください。
6. 山および山道では自己責任です。本会は一切の責任を負いません。
7. 会員はトレイル走行時は、必ず本会ホームページより、走行前に入山届、走行後に下山届を送信してください。また会員活動時にトレイルを走行した場合は下山届のみを送信してください。下山届を送信し忘れると、当法人から下山の確認連絡がありますが確認が取れない場合は本法人が捜索に行くこととなりますのでご注意ください。
8. 様々な関係性で成り立っているフィールドですので、事故やトラブルは本会の活動へ大きな影響を及ぼします。フィールドでは安全が最優先です。会員は本会フィールドでは、MTB走行時は全開走行の半分以下で走ってください。本会の多くのフィールドはMTB専用コースではなく、様々な利用者と共存する山道ですので、山道をのんびりサイクリングする感覚で利用してください。また山での活動は危険が多く潜んでいますので常に安全に配慮をしてください。
9. 山で使用するMTBはよく整備されたオフロード走行を目的としたMTBを使用してください。ブロックの低いタイヤもしくはスリックタイヤは滑りやすく危険ですので使用しないでください。
10. 会員は山でMTB走行をする際は日帰り登山の装備を携行してください。
11. 会員はトレイル走行時および会員活動参加時は、必ず本会の会員リストバンドを着用してください。
12. 本会で撮影された写真や動画は本会の運営や関連事業に使用します。
13. 会員は山でのMTB走行およびチェーンソーや刈払機の作業が対象となり、且つ、賠償1億円以上、その他傷害医療費用、通院保険金、手術保険金、入院保険金などが十分な補償金額である保険に入会后速やかに加入してください。保険の更新は各自で管理してください。
14. トレイルは人の手によって維持管理されます。トレイルを傷める走りをしてしまうと、その修繕に要する手間暇は大変なものになるため、会員は丁寧に走行することを心がけてください。また後輪ロック等で路面を削らないよう気をつけてください。
15. 会員は雨天時、またはトレイルの路面状況が悪くなく傷む又は危険と思われる場合は走行しないでください。またトレイルへのアクセス路が積雪等で危険な場合も同様に利用しないでください。

16. 会員は指定されたルート以外には入らないでください。
17. 会員はトレイルを改造しないでください。トレイル整備を希望する場合は、事務局に相談してください。簡易的な倒木や落石の撤去は十分安全に配慮して各自で作業してください。
18. 会員は公式にMTB走行可能な山道以外の走行は自粛または行政等の然るべき担当部署に確認した上で走行するよう心掛けてください。またMTB走行が正式に可能な山道以外で走行したことについての発信は場所がわからないよう工夫するか、極力控えるようお願いいたします。
19. 会員は本会フィールドの山において直火は禁止です。
20. 会員は駐車は道交法を遵守し、通行の妨げにならないようにしてください。
21. 会員は地元のお店や施設を積極的に利用するようお願いいたします。また地域の歴史や文化に積極的に知り学ぶようお願いいたします。
22. 会員はパトロール隊員として、住宅街、道路、山中、トレイルの異変を発見した場合は、遅滞なく当法人事務局に報告してください。
23. 会員向けのメールやLINEを常に確認するようお願いいたします。
24. 桜峠ルートは毎年猟期（11/15～3/15）に地元猟友会が巻き狩りを行います。明るい服装および熊鈴の着用をお願いいたします。
25. レンタルバイクの利用料については市川公園MTBフィールドの料金と同様とします。
26. 会員は市川公園のMTBコース利用料は無料とします。